

総本山本福寺納骨堂 管理使用規程

(目的)

第1条 この規程は、本福寺納骨堂（以下「納骨堂」という。）の管理・使用について明確な基準を定め、もって納骨堂運営の円滑化を図ることを目的とする。

(管理者)

第2条 納骨堂の管理受託者は、本福寺の代表役員住職（以下「管理者」という。）とする。

2 管理者は、国の法令の定めるところに従い、納骨堂管理の直接責任者として、納骨堂についての業務を行い、必要な図面及び書類を整備し、納骨堂管理の適正を期さなければならない。

(納骨堂管理者委託)

第3条 納骨堂への納骨を管理委託する者（以下「納骨堂管理委託者」という。）は収蔵予定者を明示したうえで予め管理者の許可を受けなければならない。なお、収蔵予定者の変更は認めないものとする。

2 納骨堂管理委託者は、光明念佛身語聖 本福寺の教義を尊重し、申し込み以降からの法要を光明念佛身語聖 本福寺の儀礼にて行うことに対し同意する者に限る。

3 納骨堂収蔵予定者が存命の場合、納骨堂管理委託者は本人か法定後見人及び任意後見人に限る。

4 納骨堂収蔵予定者が故人の場合、納骨堂管理委託者は祭祀承継者及び死後事務受任者に限る。

5 納骨堂管理委託者は成人に限る。

6 納骨堂収蔵予定者・管理委託者は本規程を遵守し、所定の手続を経て、別に定める志納金を納入した者に限る。その後の志納金の返却はしないものとする。

7 納骨堂収蔵予定者・管理委託者は反社会的勢力（暴力団でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団関係企業、総会屋等）に該当しない者に限る。

8 納骨堂の管理者は、納骨堂収蔵予定者・管理委託者が反社会的勢力に属すると判明した場合、催告その他の手続きを要することなく、納骨堂管理受託契約を解除することができる。その場合、管理者は納骨堂収蔵予定者・管理委託者からの損害賠償の責を負わない。

9 前各号に定めるほか、納骨堂の管理者が相当でないと認めたときは、管理委託契約を締結しないことができるものとする。但し、本条第2項、第3項、第4項、第5項については納骨堂の管理者が特別な事由があると認めたときは上記の限りでない。

10 納骨堂収蔵予定者・管理委託者は、遺骨を納骨するに際して、光明念佛身語聖 本福寺の檀家になることを要する。

(使用目的)

第4条 納骨堂は、遺骨を安置する目的に供する。

(志納金)